

令和8年度平和学習モニター校指定制度募集要項

1 主催

公益財団法人広島平和文化センター

2 共催

広島市教育委員会（予定）

3 目的

広島修学旅行を目標に据えた平和学習は、西日本においては各学校での事前・事後学習を含め広く定着しており、大きな成果を上げている。これに対し、東日本では広島修学旅行の実施割合が相対的に高くない現状にある。このため、平和学習モニター校指定制度として①修学旅行先の広島への変更を支援すること、②包括的な平和学習と広島修学旅行の効果を地域で広く発信・共有してもらうこと、③広島での平和学習プログラムをさらに充実するための参考とすることを目指す。

4 モニター校が実施すべき内容

(1) 広島修学旅行を目標に据えた包括的な平和学習

- ・ 事前学習
- ・ 広島修学旅行での平和学習
- ・ 事後学習

(2) 広島平和文化センターが実施する生徒・教職員アンケート調査への協力

5 モニター校への支援等

広島平和文化センターは、次の支援等を行う。

(1) 事前・事後の学習及び広島修学旅行での平和学習

(例)

- | | |
|-----------------------------|----------------------------------|
| ・ 他校における先行実践の紹介 | ・ 朗読ボランティアによる原爆体験記・原爆詩の朗読会 |
| ・ 平和学習講座講師の派遣 | ・ 原爆被害等を疑似体験できる VR ゴーグルの貸出し |
| ・ 被爆体験伝承者家族伝承者の派遣 | ・ ヒロシマ・ピース・ボランティアによる平和記念公園内の移動解説 |
| ・ 平和学習資料（DVD 等）の貸出し | |
| ・ 広島の児童・生徒との交流（学校間交流）のマッチング | |

(2) 助成金

各学校での平和学習に活用するための助成として、参加生徒一人当たり 3,000 円を上限に支給する。

6 指定対象校

- (1) 関東地方（東京都、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県）に所在する公立の中学校であること。
- (2) 広島での修学旅行を初めて実施すること又は広島での修学旅行を実施した最後の年度から概ね 10 年以上が経過していること。
- (3) 広島への修学旅行を目標に据えた包括的な平和学習を実施していること又は計画していること。

- (4) 広島平和文化センターが実施する生徒・教職員を対象としたアンケート調査への協力が可能であること。
- (5) 広島平和文化センターが実施する説明会等への参加が可能であること。

7 指定期間

モニター校の指定期間は、原則3年間（広島での修学旅行を実施する年度、その前々年度及び前年度又は広島での修学旅行を実施する年度及びその前後の年度）とする。ただし、前年度までに平和学習が十分に行われている学校については、3年間に満たない場合でも指定対象とすることがある。

8 平和学習モニター校の指定

各学校長から提出された申請書等を審査し、予算の範囲内において10校程度を指定する。

9 申請方法

必要書類を平和学習課宛にメール又は郵送で提出

- (1) 提出物
 - ・別紙「令和8年度平和学習モニター校 申請書（第1号様式）」
 - ・平和学習の取組や修学旅行の内容に関する参考資料（任意）
- (2) 提出期限
令和8年4月6日（月）17時（必着）

- (3) 提出先（問合せ先）

公益財団法人広島平和文化センター 平和学習課普及係
〒730-0811
広島県広島市中区中島町1番5号 広島国際会議場3階
TEL：082-242-8863
FAX：082-242-7452
E-mail：fukyu@pcf.city.hiroshima.jp